

23. 通告後の対応

虐待について通告したことで終わりではありません。その後の子どもへの対応が重要です。以下に通告後の対応について記します。

1. 子どもの虐待状況への対応方針の決定

1) 関係機関でケース会議をもち対応方針を決定する。

通告後、できるだけ早く関係機関でケース会議をもつことが重要です。院内に虐待対策委員会がある場合は、委員会が院内の受け皿となります。委員会がなくても関係する複数の職種で集まり、体制をつくることが望まれます。ケース会議では、家族への対応に関する共通認識を共有することが重要です。家族に対する共通認識とは、「児相が来た理由をどのように説明するか」「虐待という用語を使うかどうか」「病院にクレームが来たときどうするか」「そのクレームに児相はどのような説明をするか」等々です。それから、具体的に誰がどのように対応するのかを確認します。

2) 市町村の児童福祉担当や児童相談所などと連携して対応を行う。

虐待状況に対する対応は町村の児童福祉担当部門や児童相談所などが中心に行います。ケース会議の後も密接に連携して、子どもや家族に対応することが必要です。虐待対策委員会がある場合は、委員会が病院としての役割を担います。

2. 子どもへの医学的対応

1) 虐待に対する医学的対応。

受け持ち医は必要な医学的対応を行います。虐待状況に対する対応は児童福祉機関が中心に行い、受け持ち医は子どもへの医学的対応に集中することが望ましいでしょう。医学的対応の判断に迷う場合は、虐待診療の経験が豊富な施設に相談すると良いでしょう。

2) 心理的サポート。

被虐待児には身体のみでなく、心理的なサポートが望まれます。身体症状が完治した場合も、心理的な問題が出現する可能性を知っておくことが重要です。